

運 動

(1) 各季の運動

運 動 名	実 施 期 間	運動の進め方
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)	別に実施要綱を定めます。
夏の交通事故防止運動	7月11日(金)～7月20日(日)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火)	
年末の交通事故防止運動	12月11日(木)～12月20日(土)	

(2) 年間運動

運 動 名	運 動 の 進 め 方
交通安全ひとこえ運動	交通安全ひとこえ運動推進要綱のとおり
高齢者交通事故防止運動	高齢者交通事故防止運動推進要綱のとおり
自転車マナーアップ運動	自転車マナーアップ運動推進要綱のとおり
二輪車交通事故防止運動	二輪車交通事故防止運動推進要綱のとおり
暴走族追放運動	暴走族追放運動推進要綱のとおり
違法駐車追放運動	違法駐車追放運動推進要綱のとおり
飲酒運転根絶運動	飲酒運転根絶運動推進要綱のとおり

(3) 強化月間等

運 動 名	実 施 期 間	運動の進め方
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間	5月1日(木)～5月31日(土)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間	6月1日(日)～6月30日(月)	
暴走族追放強化月間	6月1日(日)～6月30日(月)	
放置自転車クリーンキャンペーン	10月1日(水)～10月31日(金)	

(4) 交通安全の日

項 目	実 施 日	内 容
県民交通安全の日	毎月1日	関係機関・団体及び県民が一体となり、県民総ぐるみによる交通安全の徹底を図ります。
チリリン・デー	毎月5日	自転車の安全運転に関し、県民のルール・マナーの向上を図ります。
高齢者交通安全の日	毎月15日	関係機関・団体及び県民が一体となり、高齢者交通事故防止気運の醸成を図ります。
ゾーン30の日	毎月30日 (2月を除く)	県警察が関係機関団体と協力し、生活道路における通学児童の見守り活動、高齢歩行者の保護誘導活動等による交通安全対策を推進します。
シートベルトの日	4月10日	シートベルトの着用について、関係機関・団体及び県民が一体となり強力に推進します。
交通事故死 ゼロを目指す日	4月10日	県民総ぐるみで交通安全の徹底を図り、交通事故死者数の減少を目指します。
	9月30日	